○経済産業省令第三十七号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二十条第二号を実施するため、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号ハ及び同条第三号ハ中「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　山本　公一

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省、通商産業省令第一号）（抄）

改正後

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇

改正前

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇

	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一五

	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇